

申請ポータルに登録した交付申請は、〔申請登録完了〕をクリックした後、申請ステータスが【交付申請入力完了】に遷移し、補助事業者は再編集ができなくなります。

登録内容に誤りを見つけた場合など、申請ポータルから事務局に『却下依頼』を行うことができるようになりました。
なお、却下依頼後の対応は、交付申請書の郵送前後で変わりますので、ご注意ください。

Step.1 : [(登録完了)却下依頼]をクリック

却下を依頼したい交付申請の詳細画面を開き、
右上にある[(登録完了)却下依頼]ボタンをクリックしてください。
(審査ステータスが【申請者入力中】では、却下依頼ボタンは表示されません)



Step.2 : 交付申請書の郵送前後を選択

確認画面が表示されますので、交付申請書が【郵送前】または【郵送済み】のいずれかを選択し、依頼を完了してください。
補助事業者は、却下依頼を取り下げることができません。誤操作に十分ご注意ください。

なお、郵送済みの場合、交付申請書が受理されているため、却下ではなく審査過程の訂正・確認を行いますので、事務局からのご連絡をお待ちください。**(本来、却下として取り扱われるべき対象は、この限りではありません)**
(順次審査を行います。ご連絡までにはお時間を要することがあります。予めご了承ください)

◆却下依頼は完了していません◆

いずれかを選択して、却下依頼を完了してください。 よく確認

【郵送前】 : 却下を依頼する補助事業の**交付申請書をまだ郵送していない**。
⇒概ね2営業日以内に却下を行います。改めて登録完了を行ってください。

【郵送済み】 : 却下を依頼する補助事業の**交付申請書を既に郵送した**。
⇒書類の受理後、審査の過程で事務局からご連絡します。しばらくお待ちください。

※交付申請の却下を受けた場合、**再登録完了時、修正等の内容によらず必ず交付申請書を改めて印刷しなおしてください。**
(修正前に印刷した書面は、古い情報に基づく交付申請書と見なされ、郵送しても受理されません)

※却下後、再登録完了までに受付期限が締め切られた、または、受付期限の締切後に却下された場合、
当該交付申請は受理されません。

いずれか選択

◆交付申請の却下とは

2017.02.15更新

却下された交付申請は、申請ポータル上登録が完了していないものとして取り扱われ、補助金の交付対象になりません。
事務局は、上記「補助事業者からの依頼」の他、郵送される交付申請書(様式1)が次のいずれかに該当する交付申請について却下を行います。

- ✓ 提出した交付申請書(様式1)が、以下の①～④のいずれかに該当する
 - ①押印されていないもの
 - ②ポータルにおける直近の登録完了より古い時点で印刷されたもの
 - ③手書きで修正等されているもの
 - ④印字された補助事業者、共同事業者及び対象住宅に正しくない情報を含むもの
- ✓ 訂正・確認期限までに不備等が訂正されない
- ✓ 交付申請書が提出されずに交付申請の受付を終了した(郵便局による返送を含む)